

加古川中流圏域河川整備計画
小野・加東ブロック 第四回懇話会
河川の整備と実施に関する事項

平成24年10月25日

兵庫県北播磨県民局
加東土木事務所

河川整備計画の構成

現状把握

(前回説明)

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 流域及び河川の概要

第2節 河川整備の現状と課題

第3節 河川整備計画の目標

第4節 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する目標

第5節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

第6節 河川環境の整備と保全に関する目標

計 画

(今回説明)

第2章 河川の整備と実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

第2節 河道の維持の目的、種類及び施工の場所

第3節 河川整備を総合的に行うために必要な事項

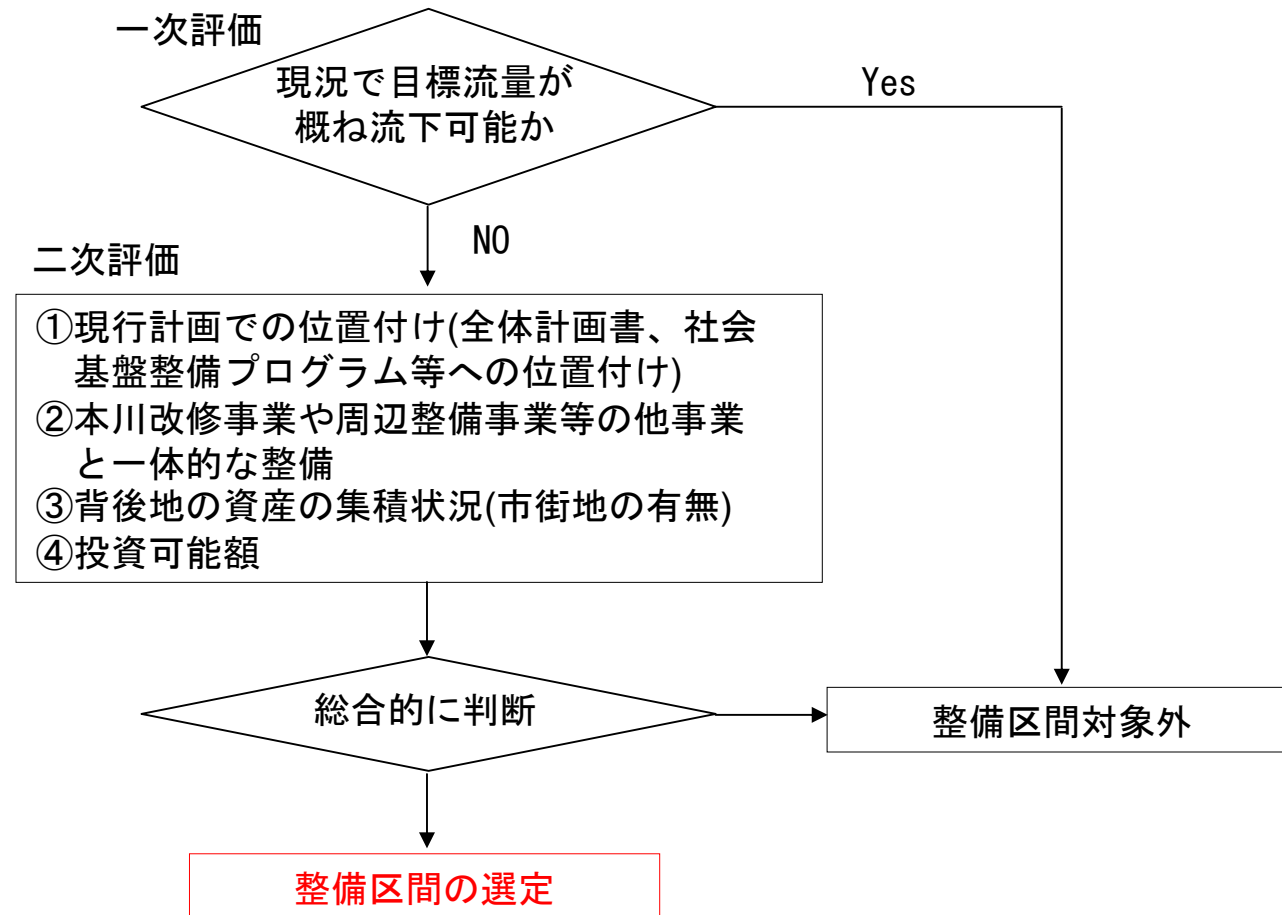
第2章 河川の整備と実施に 関する事項

＜第1節 河川工事の目的、種類
及び施工の場所並びに当該河川
工事の施工により設置される河
川管理施設の機能の概要＞

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 整備区間

- 「原則として下流から上流に向かって順次整備する」を基本として、以下のフローに従い整備区間を選定



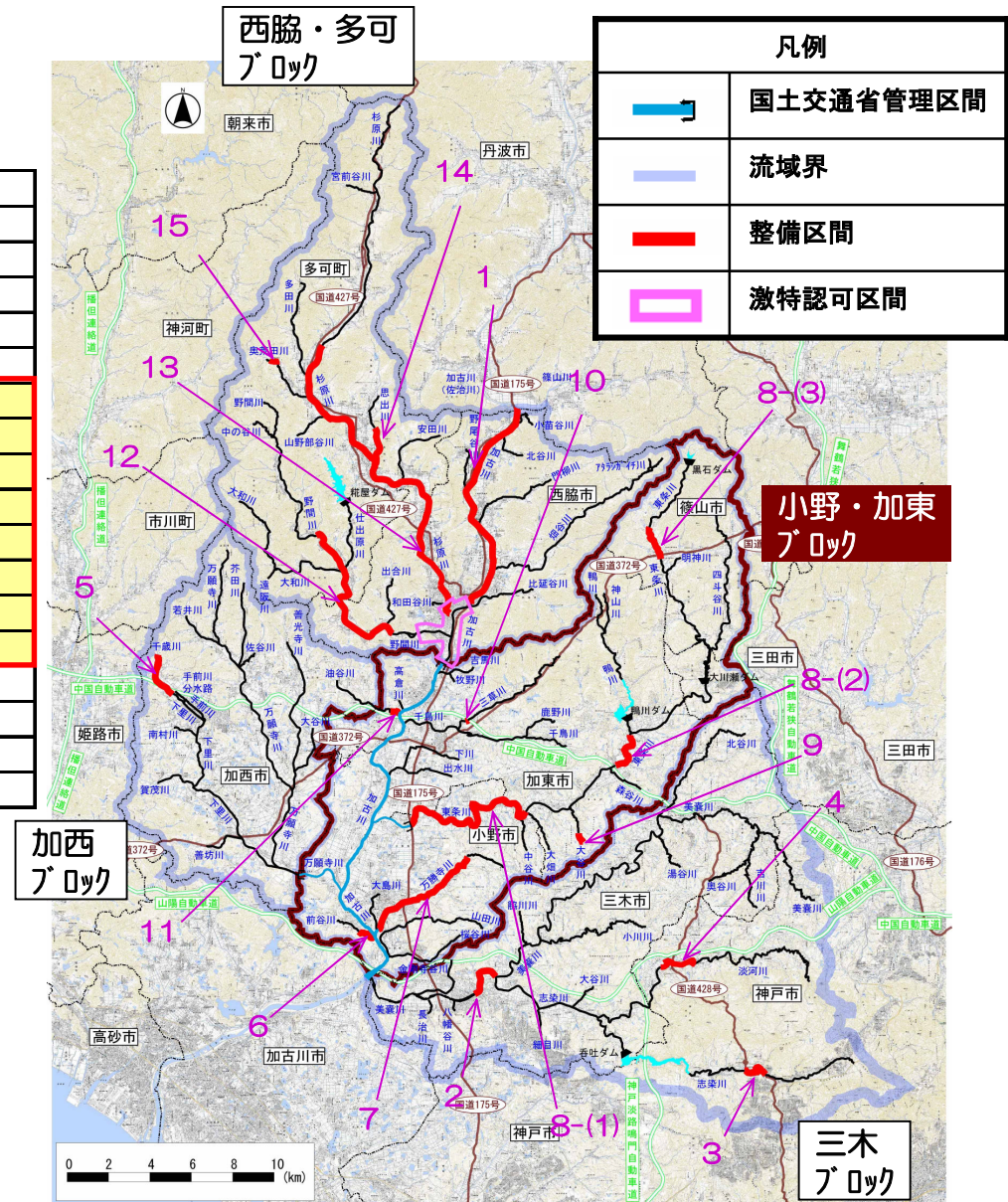
整備区間の選定フロー

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 整備区間

整備区間

ブロック名	NO.	河川名	区間
西脇・多可	1	加古川	中郷橋下流～篠山川合流点
三木	2	美囊川	城山橋～志染川合流点
	3	志染川	幸座橋下流約200m～箕谷川合流点
	4	淡河川	万代橋～尼谷川合流点付近
加西	5	千歳川	西上野橋上流約220m～法定河川上流端
小野・加東	6	前谷川	加古川合流点～藪下川合流点
	7	万勝寺川	大島川合流点～かりかわ橋
	8	東条川	国土交通省管理区間上流端～大畑川合流点
			臨幸橋～鴨川合流点 神山川合流点～月江川合流点
	9	大谷川	第6橋梁～法定河川上流端
	10	三草川	水路橋付近～中国自動車道
11	油谷川	加古川合流点～JR橋梁	
西脇・多可	12	野間川	みぎわ橋～山口井堰
	13	杉原川	加古川合流点～熊野部井堰
	14	思出川	杉原川合流点～井堰(1.96km)
	15	奥荒田川	北安橋～乳母川橋

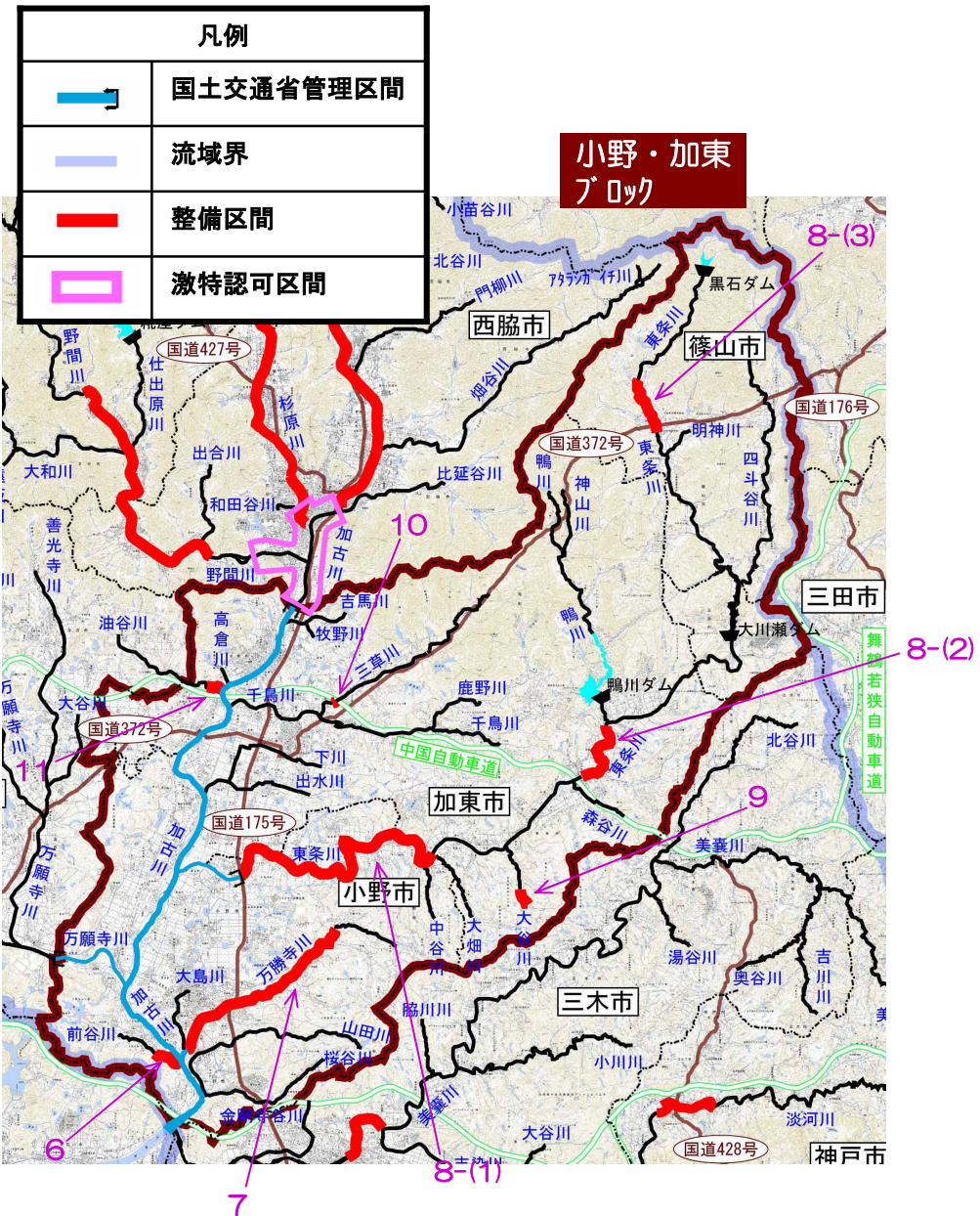


第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 整備区間

整備区間（小野・加東ブロック）

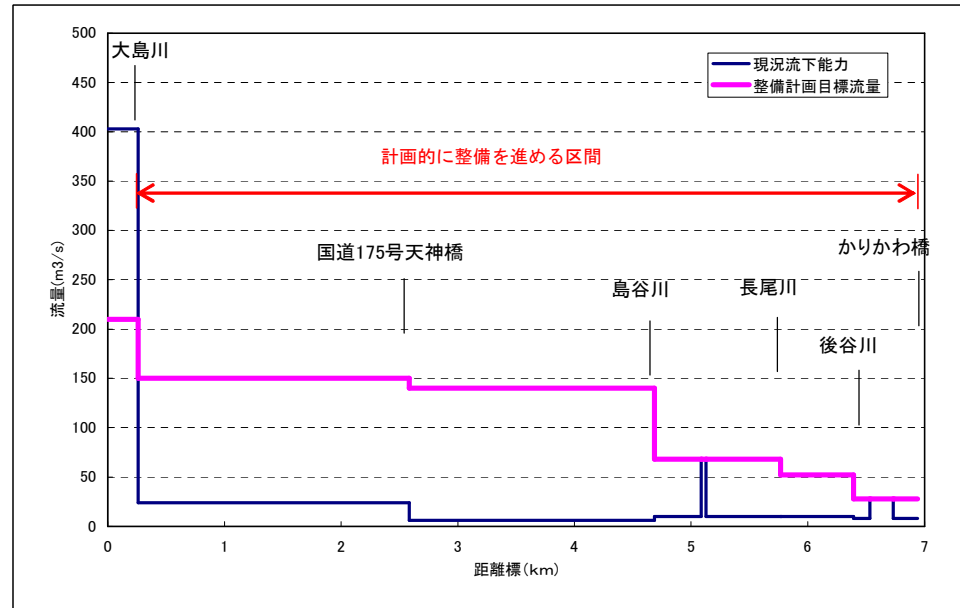
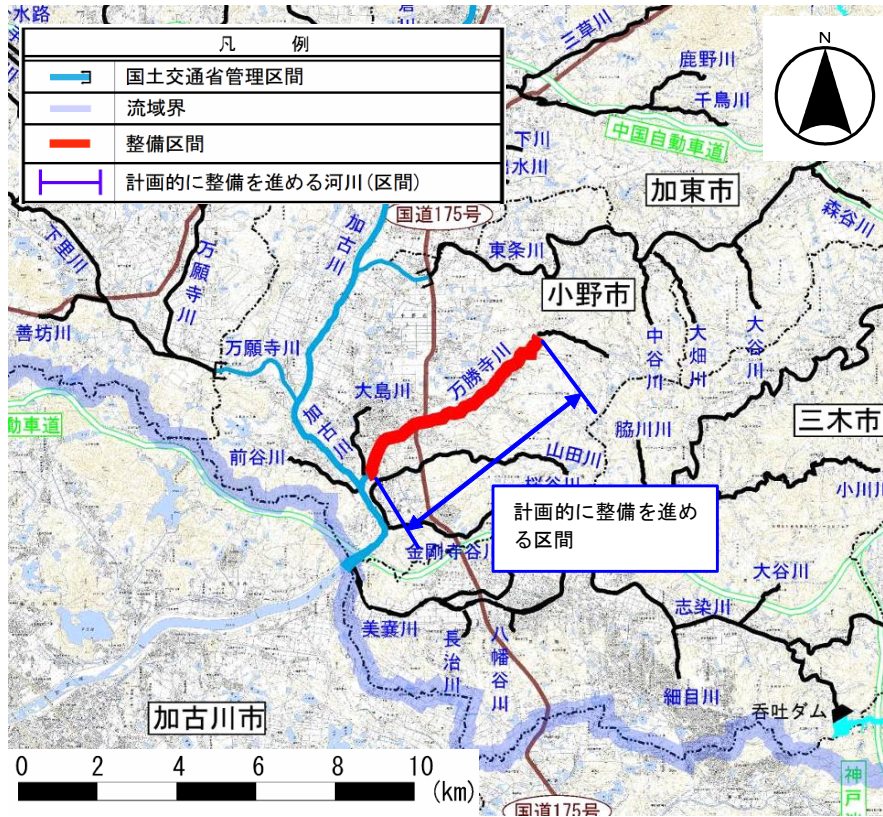
NO.	河川名	区間
6	前谷川	加古川合流点～藪下川合流点
7	万勝寺川	大島川合流点～かりかわ橋
8	東条川	国土交通省管理区間上流端～大畑川合流点
		臨幸橋～鴨川合流点
9	大谷川	第6橋梁～法定河川上流端
10	三草川	水路橋付近～中国自動車道
11	油谷川	加古川合流点～JR橋梁



第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 整備区間

(7) 万勝寺川(大島川合流点～かりかわ橋)

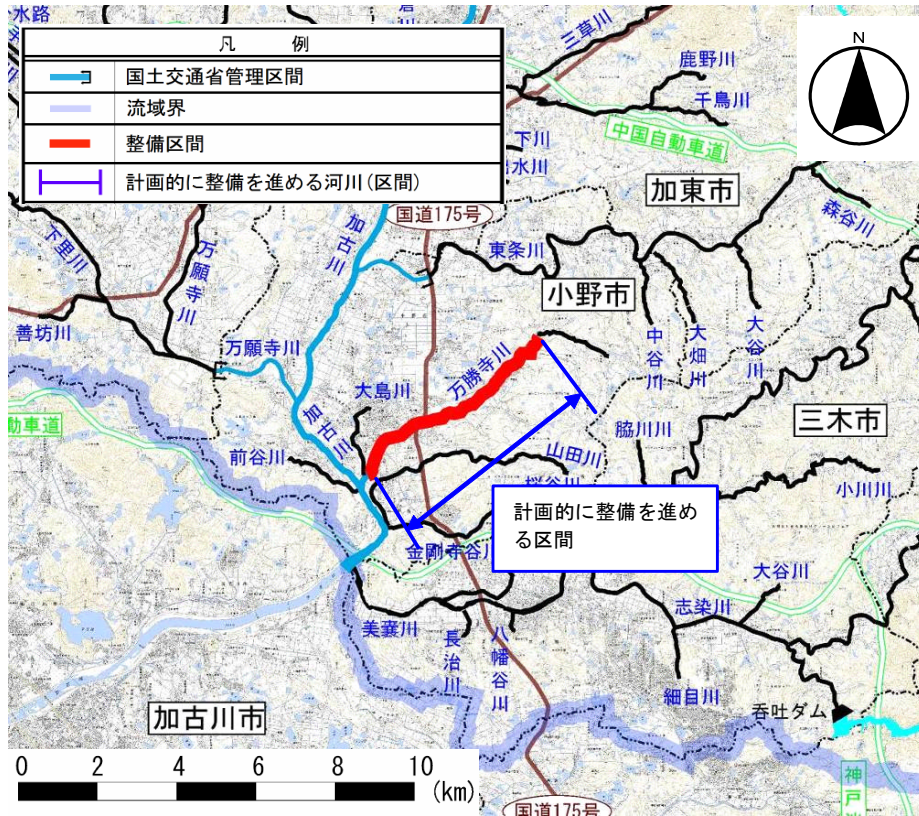


計画的に整備を進める区間

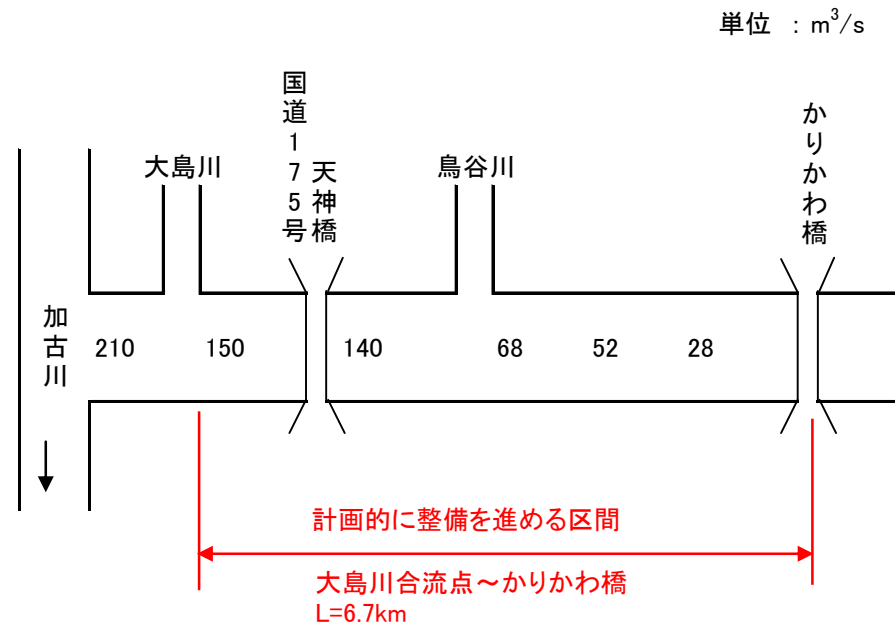
第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 整備区間

(7) 万勝寺川(大島川合流点~かりかわ橋)



計画的に整備を進める区間

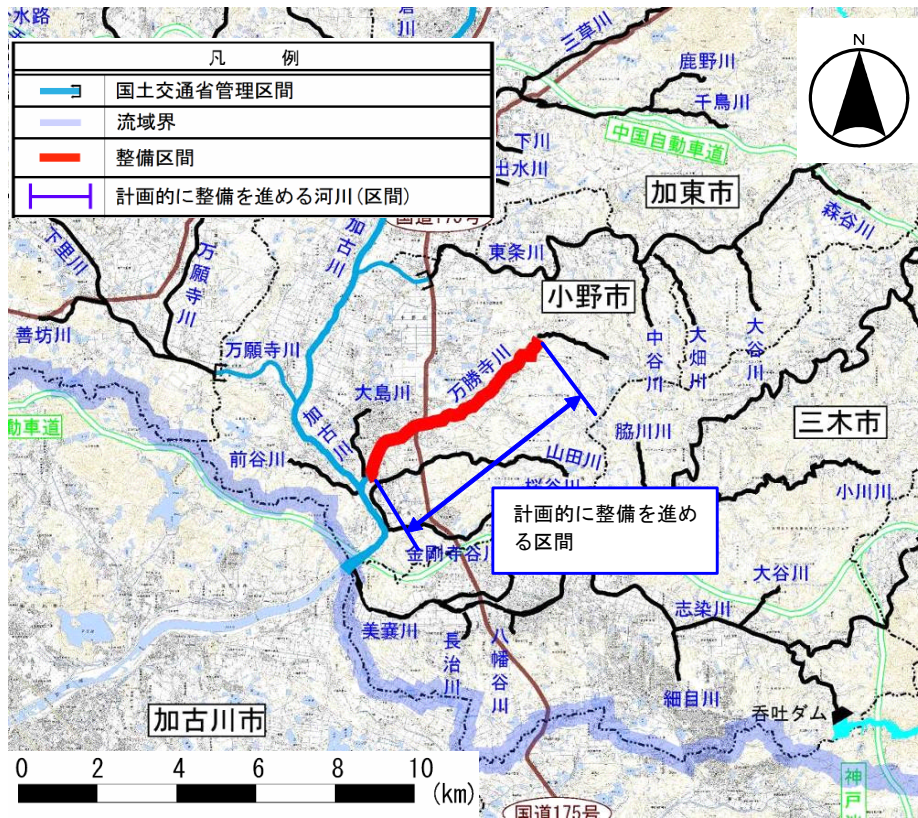


整備計画目標流量配分 (万勝寺川)

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 整備区間

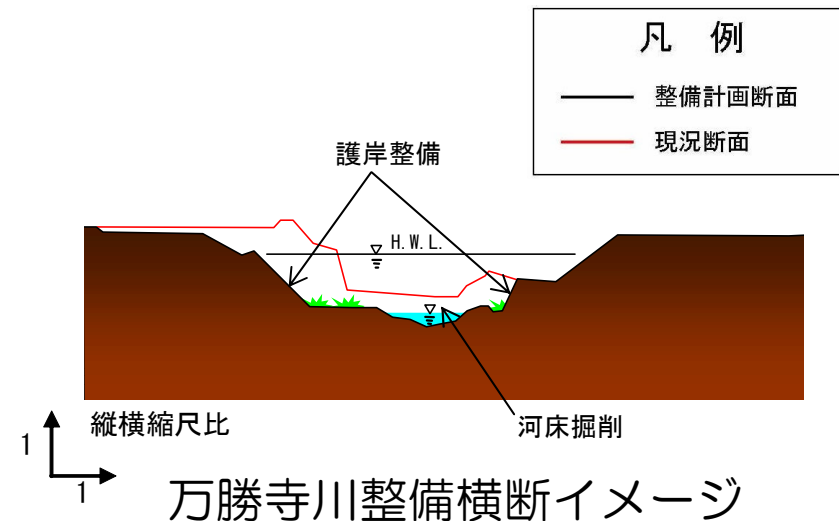
(7) 万勝寺川(大島川合流点～かりかわ橋)



計画的に整備を進める区間

施工場所と主な整備内容

河川名	施工場所	延長 (km)	主な整備内容
万勝寺川	大島川合流点 ～かりかわ橋	6.7	<ul style="list-style-type: none"> 河床掘削 護岸整備

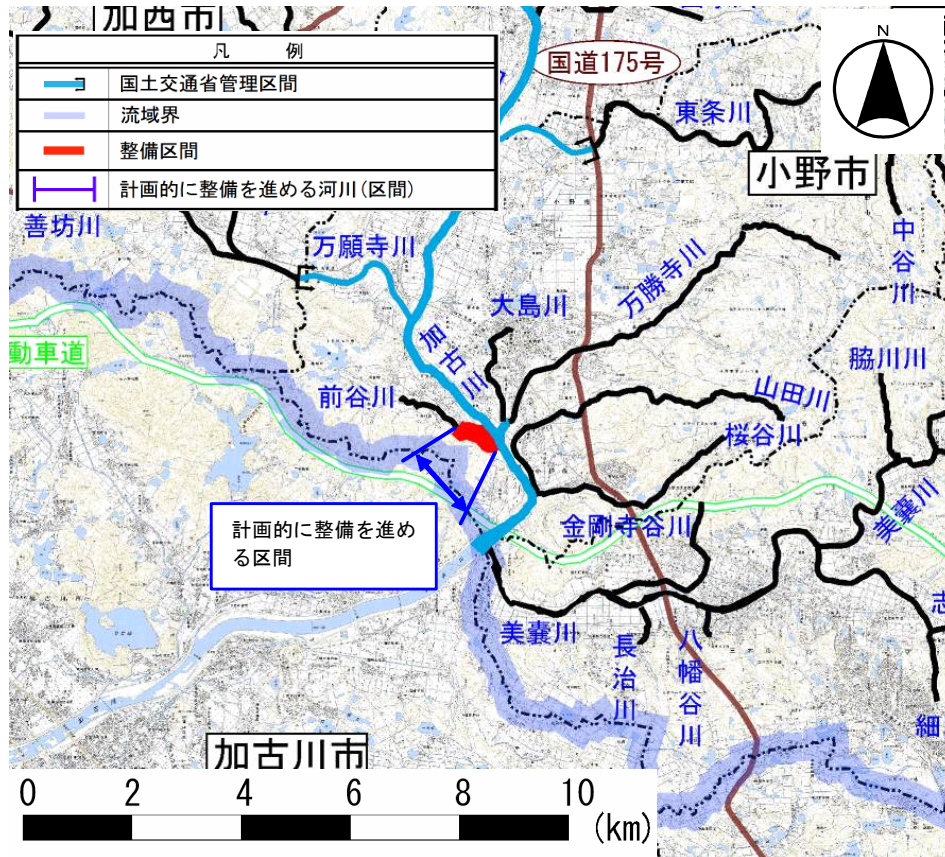


横断形状は、現地精査などにより必要に応じて変更する場合がある。

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 整備区間

(6) 前谷川(加古川合流点～藪下川合流点)

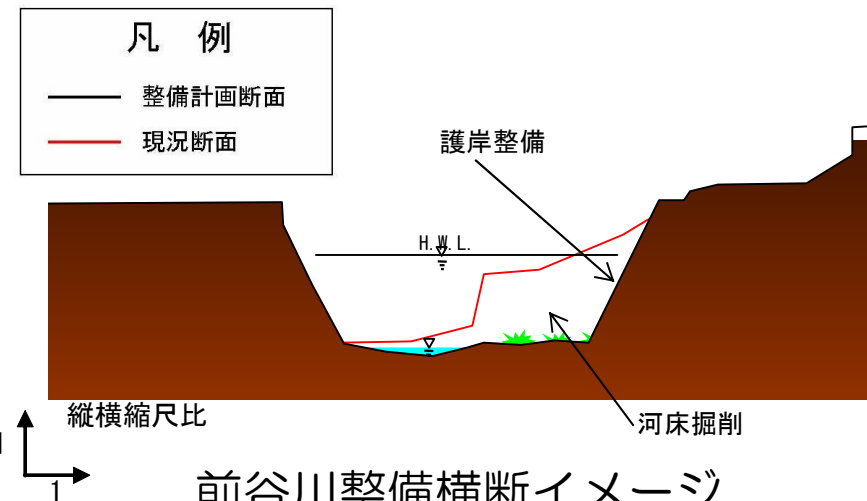


計画的に整備を進める区間

施工場所と主な整備内容

河川名	施工場所	延長 (km)	主な整備内容
前谷川	加古川合流点 ～藪下川合流点	0.7	<ul style="list-style-type: none"> 河床掘削 護岸整備 横断工作物改築 (橋梁)

※橋梁及び井堰等の横断工作物の改築にあたっては、関係者と協議・連携の上、必要に応じ改修する。



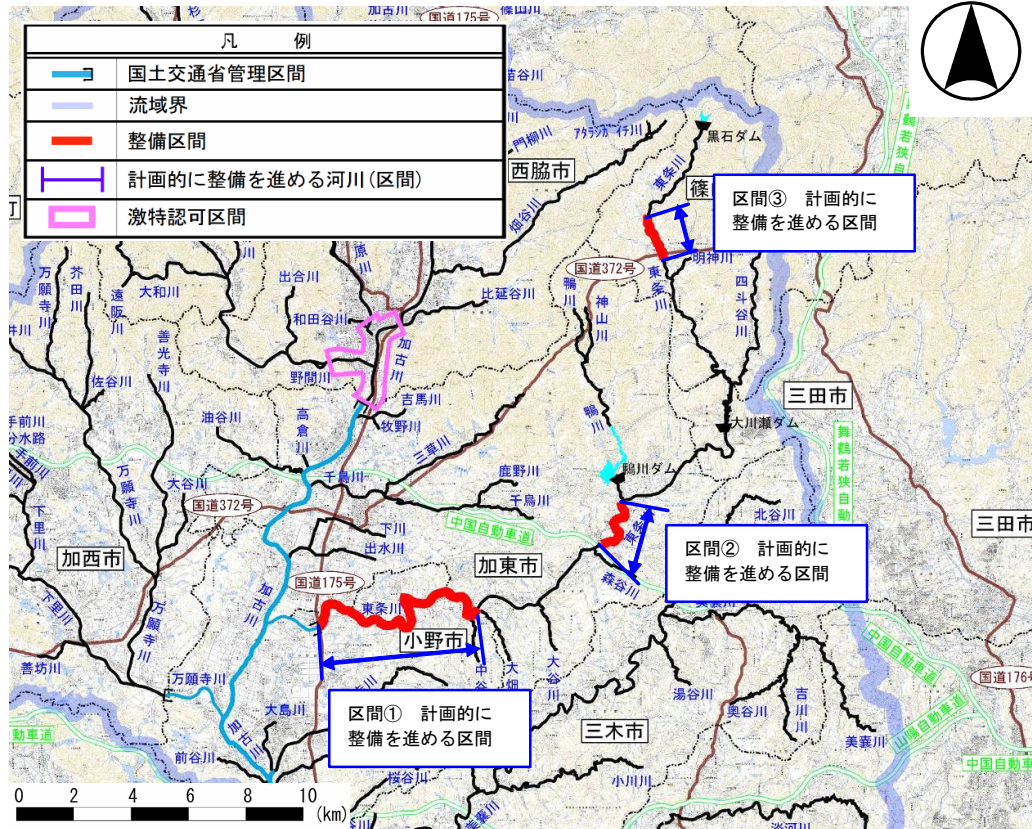
前谷川整備横断イメージ

横断形状は、現地精査などにより必要に応じて変更する場合がある。

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 整備区間

- (8) 東条川
- ① 国土交通省管理区間上流端
～大畑川合流点
 - ② 臨幸橋～鴨川合流点
 - ③ 神山川合流点～月江川合流点

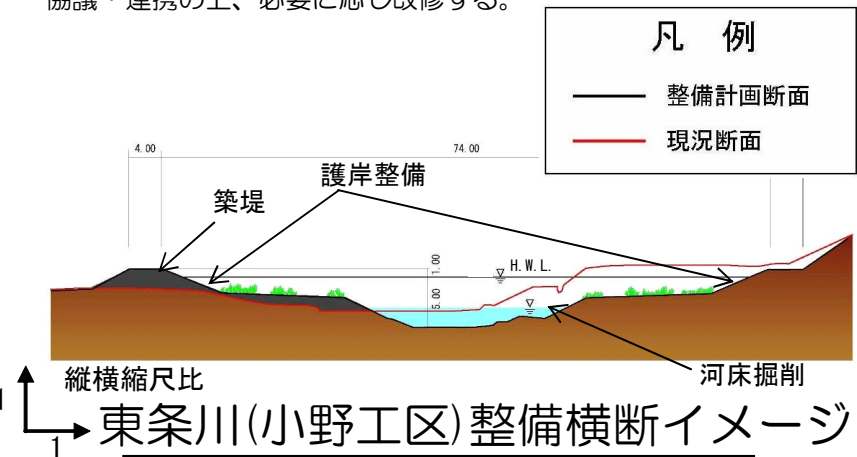


計画的に整備を進める区間

施工場所と主な整備内容

河川名	施工場所	延長 (km)	主な整備内容
東条川	① 国土交通省管理区間上流端～大畑川合流点	8.9	・河床掘削 ・築堤 ・護岸整備 ・横断工作物改築 (橋梁、堰)
	② 臨幸橋～鴨川合流点	2.6	・河床掘削 ・護岸整備
	③ 神山川合流点～月江川合流点	1.9	・河床掘削 ・築堤 ・護岸整備 ・横断工作物改築 (橋梁、堰)

※橋梁及び井堰等の横断工作物の改築にあたっては、関係者と協議・連携の上、必要に応じ改修する。



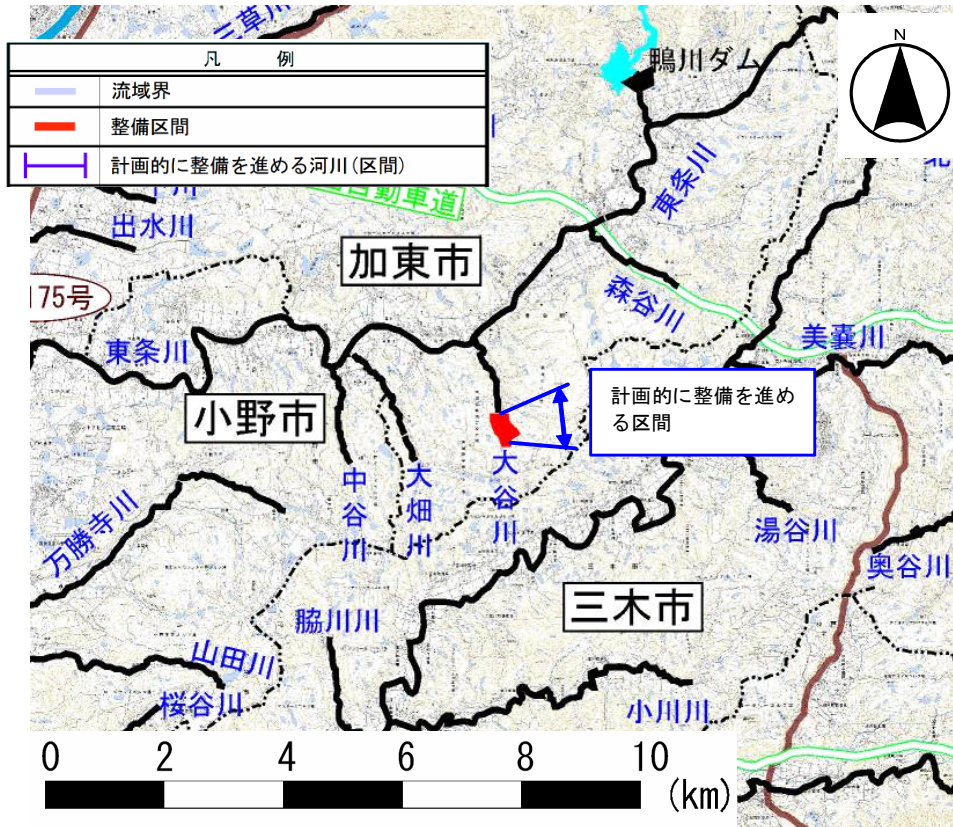
横断形状は、現地精査などにより必要に応じて変更する場合がある。

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 整備区間

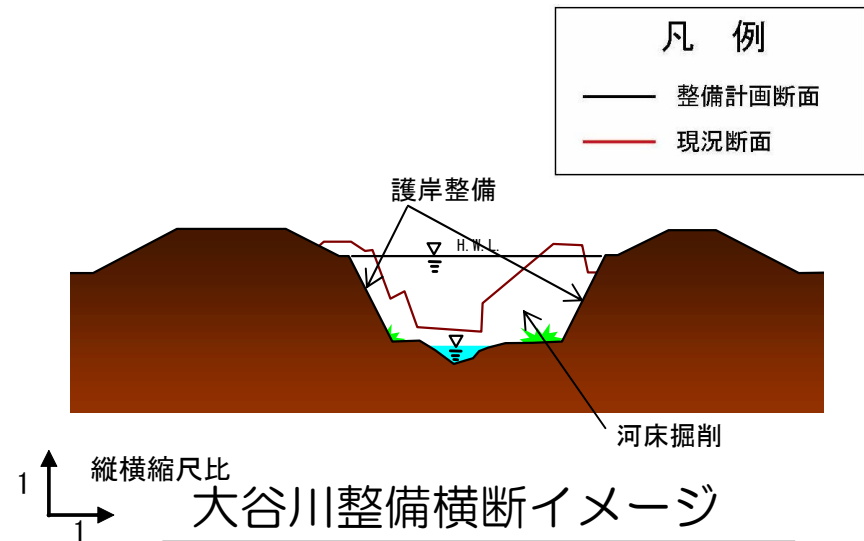
(9) 大谷川(第6橋梁～法定河川上流端)

施工場所と主な整備内容



計画的に整備を進める区間

河川名	施工場所	延長 (km)	主な整備内容
大谷川	第6橋梁 ～法定河川上流端	0.9	・河床掘削 ・護岸整備

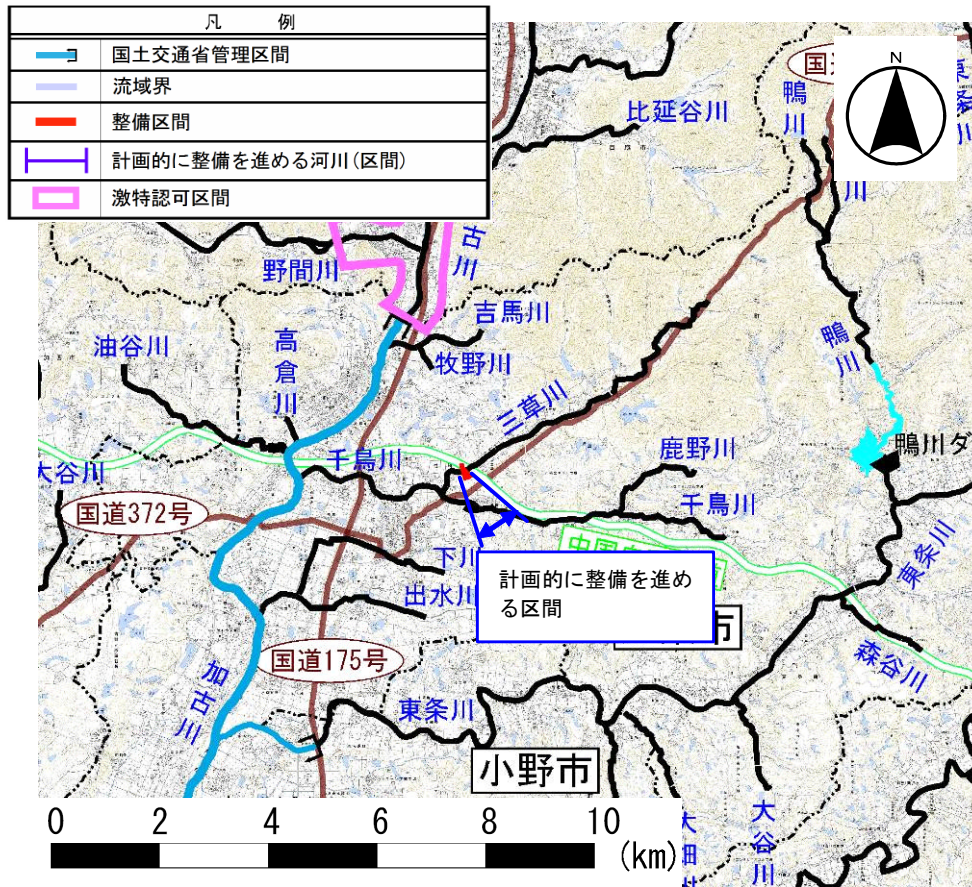


縦横縮尺比 1:1
大谷川整備横断イメージ
横断形状は、現地精査などにより必要に応じて変更する場合がある。

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 整備区間

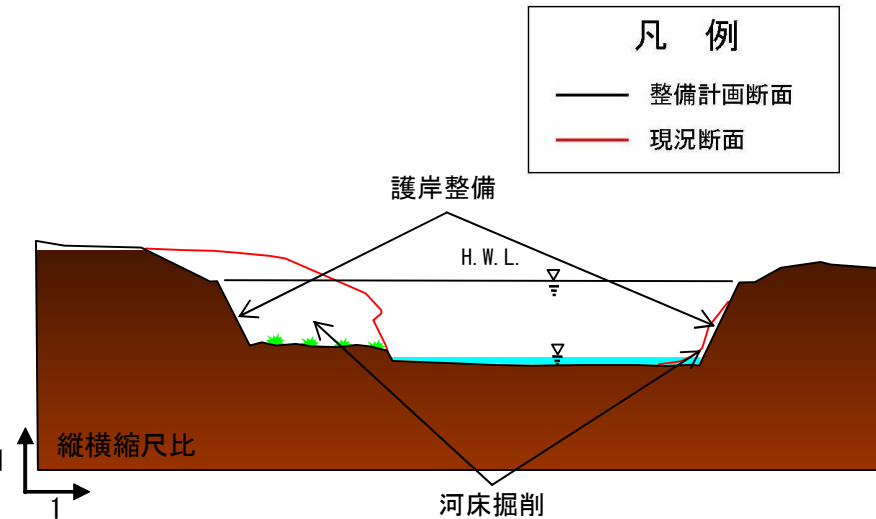
(10) 三草川(水路橋付近～中国自動車道)



計画的に整備を進める区間

施工場所と主な整備内容

河川名	施工場所	延長 (km)	主な整備内容
三草川	水路橋付近 ～中国自動車道	0.1	<ul style="list-style-type: none"> 河床掘削 護岸整備



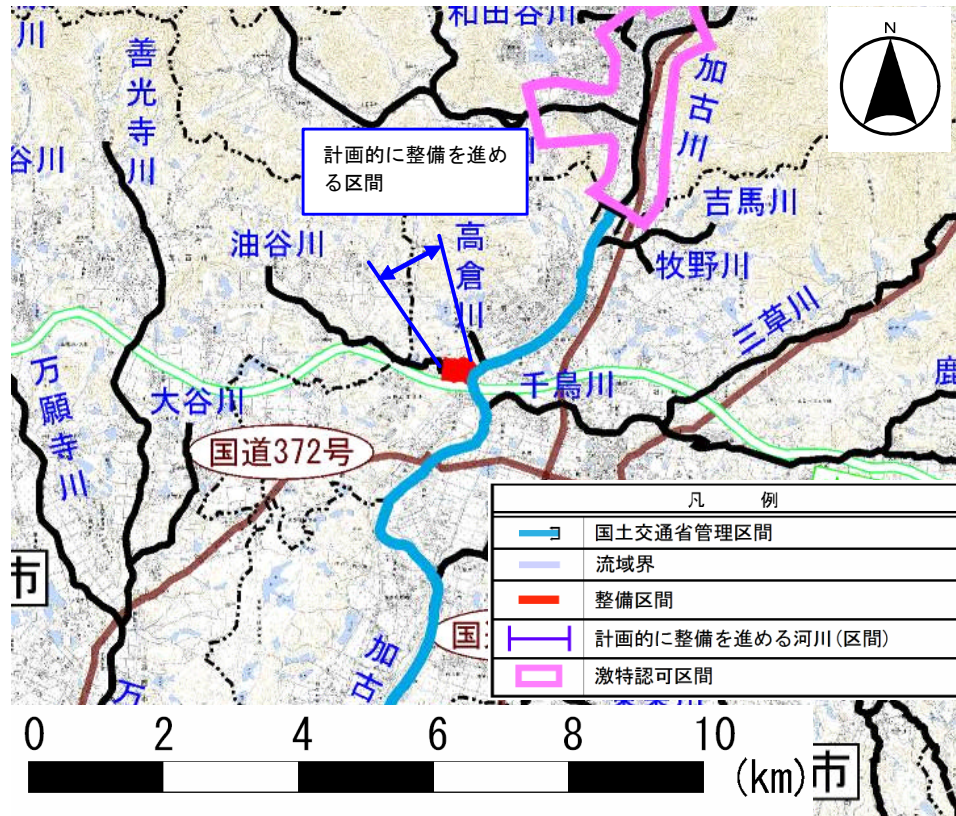
三草川整備横断イメージ

横断形状は、現地精査などにより必要に応じて変更する場合があります。

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 整備区間

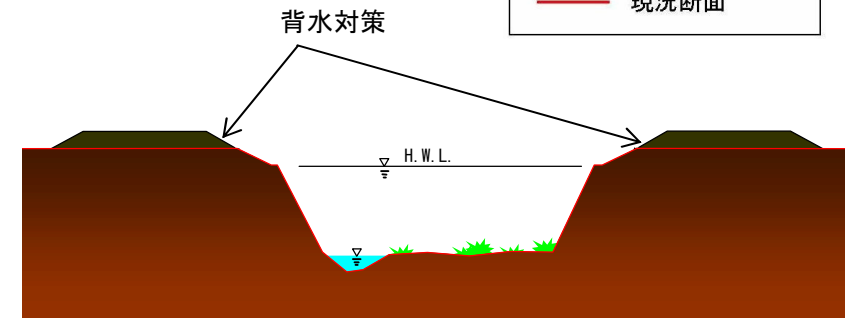
(11)油谷川(加古川合流点～JR橋梁)



計画的に整備を進める区間

施工場所と主な整備内容

河川名	施工場所	延長 (km)	主な整備内容
油谷川	加古川合流点 ～JR橋梁	0.2	・背水対策



縦横縮尺比

油谷川整備横断イメージ

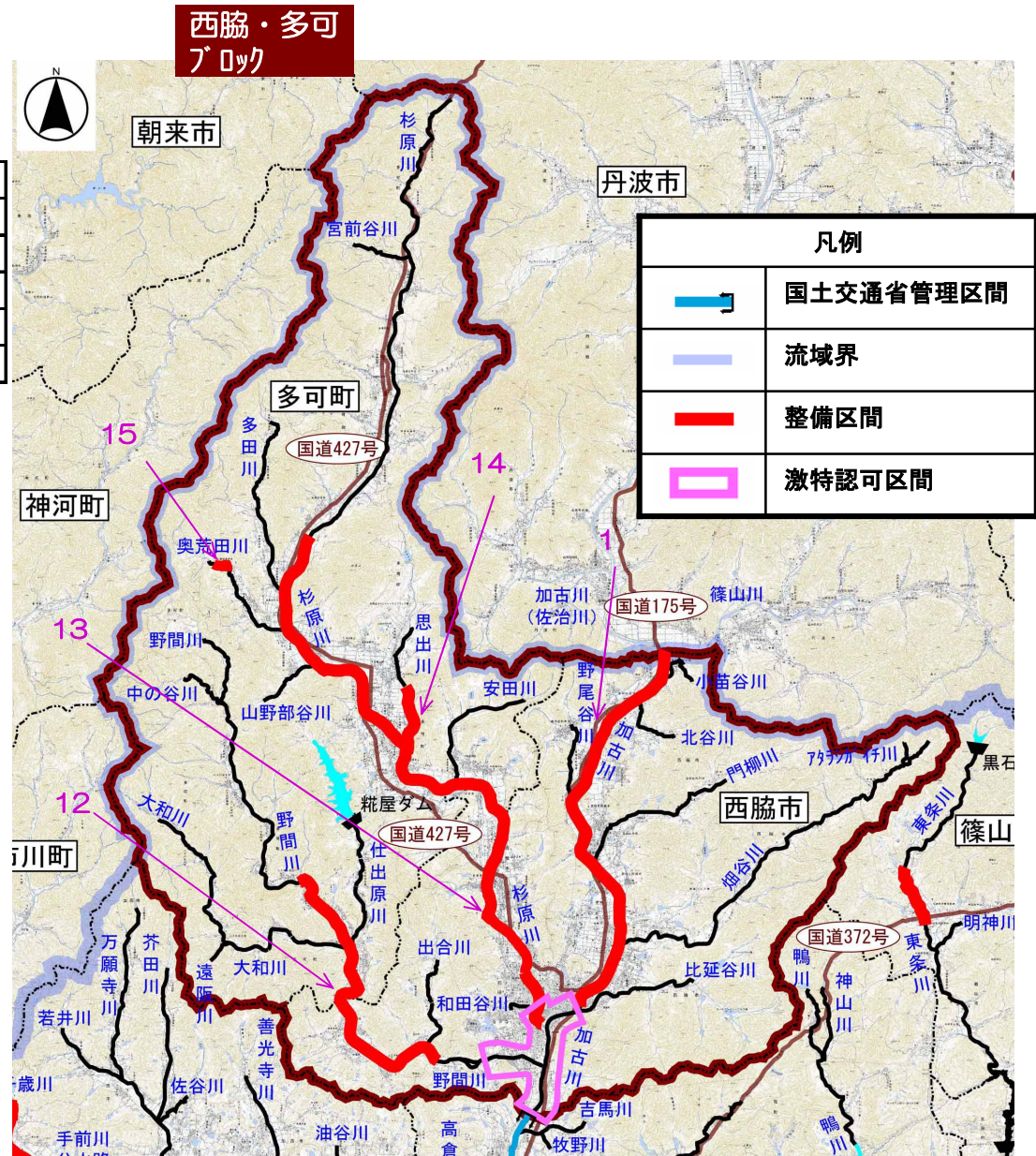
横断形状は、現地精査などにより必要に応じて変更する場合がある。

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 整備区間

整備区間（西脇・多可ブロック）

NO.	河川名	区間
1	加古川	中郷橋下流～篠山川合流点
12	野間川	みぎわ橋～山口井堰
13	杉原川	加古川合流点～熊野部井堰
14	思出川	杉原川合流点～井堰(1.96km)
15	奥荒田川	北安橋～乳母川橋






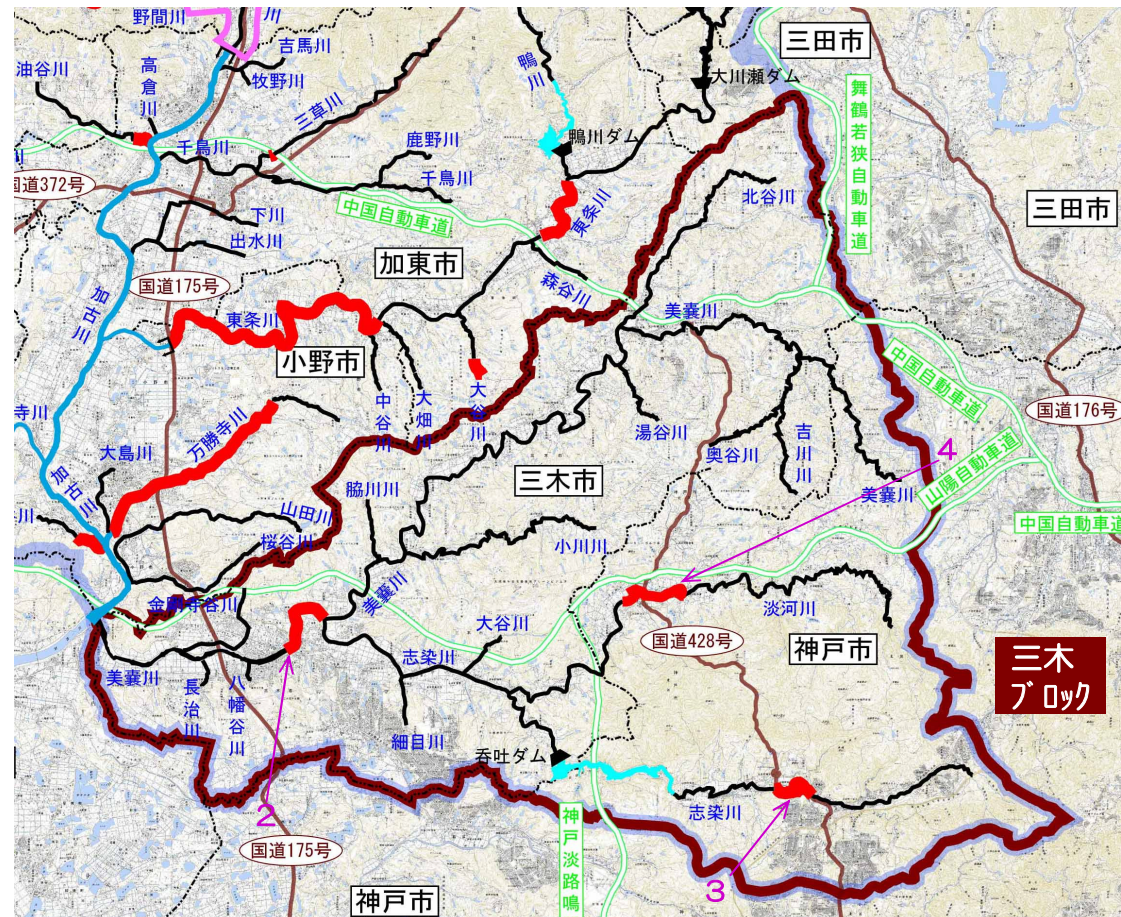
第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 整備区間

整備区間（三木ブロック）

NO.	河川名	区間
2	美囊川	城山橋～志染川合流点
3	志染川	幸座橋下流約200m～箕谷川合流点
4	淡河川	万代橋～尼谷川合流点付近

凡例	
	国土交通省管理区間
	流域界
	整備区間

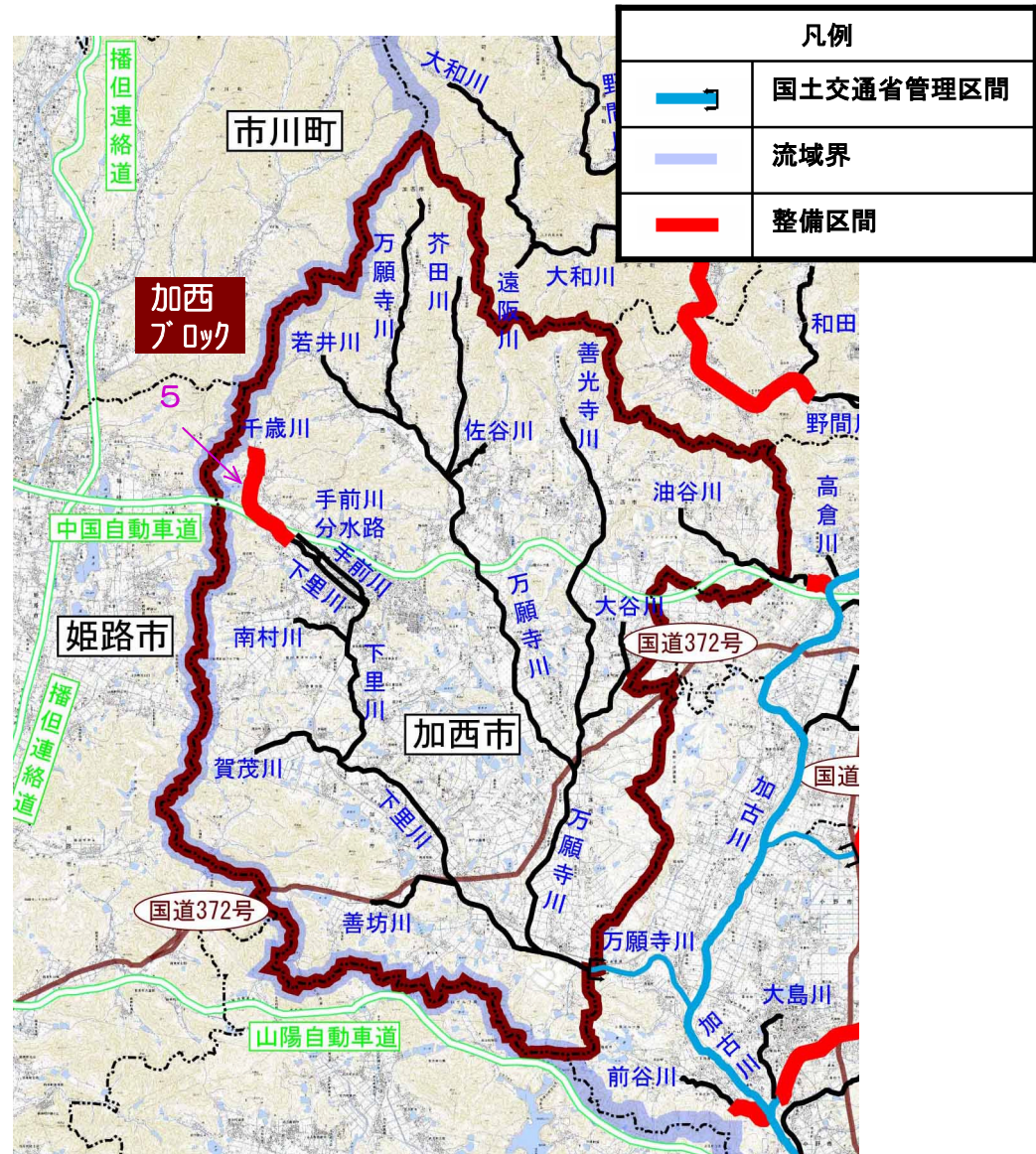


第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 整備区間

整備区間（加西ブロック）

NO.	河川名	区間
5	千歳川	西上野橋上流約220m～法定河川上流端



第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

2. 河川環境の整備と保全

- ◇現在、加古川水系全域にわたり実施している「ひょうごの川・自然環境調査」や、継続的な各種モニタリングを行い、加古川中流圏域における河川環境の現状の把握、変化の要因分析を実施
- ◇これに基づき、加古川中流圏域における生態系の特性について知識を深め、新しい知見を踏まえながら、整備内容を見直しつつ以下のような対策を実施

【河川環境の整備と保全に関する実施事項】

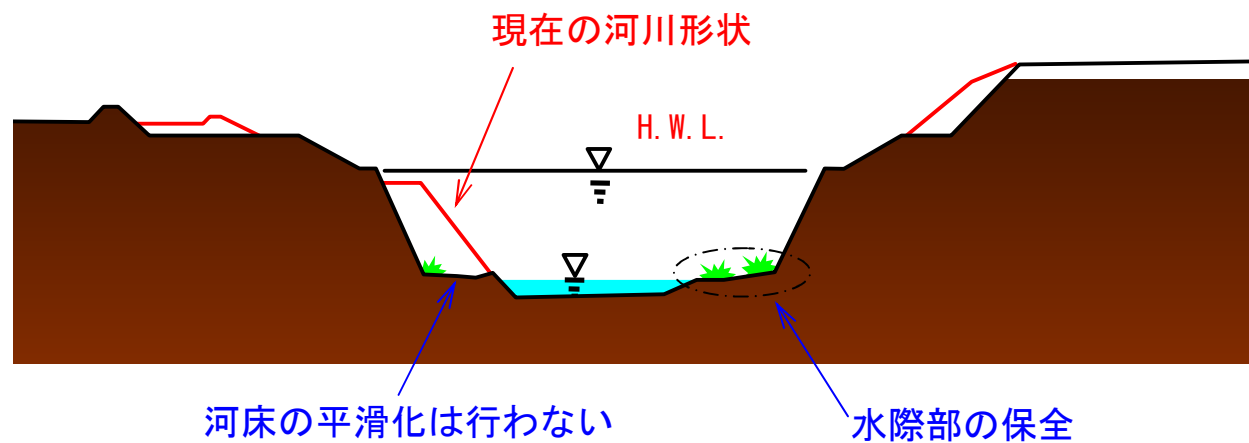
- (1) 河川環境に配慮した河道改修
- (2) 河川における連続性の確保
- (3) 人と自然との触れ合いの場の創出

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

2. 河川環境の整備と保全

(1) 河川環境に配慮した河道改修

- ◇河道改修の実施にあたっては、できるかぎり現況河道の河床形状を重視するとともに、水域と水際部を極力保全
- ◇低水路を掘削せざるを得ない場合においても河床の平滑化は行わず、瀬や淵の形成を促すよう配慮
- ◇高水敷の掘削や樹木の伐採に際しては、治水上支障の無い範囲で、動植物の生息・生育環境に配慮



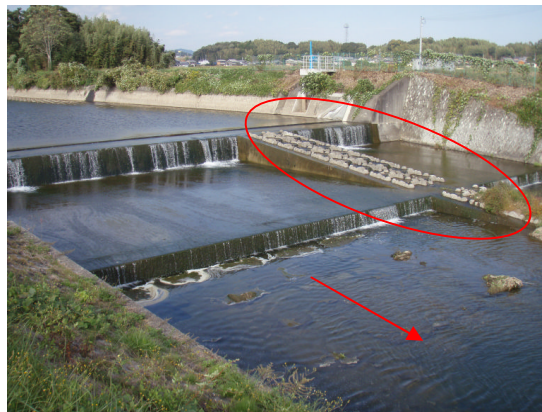
河道改修後のイメージ

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

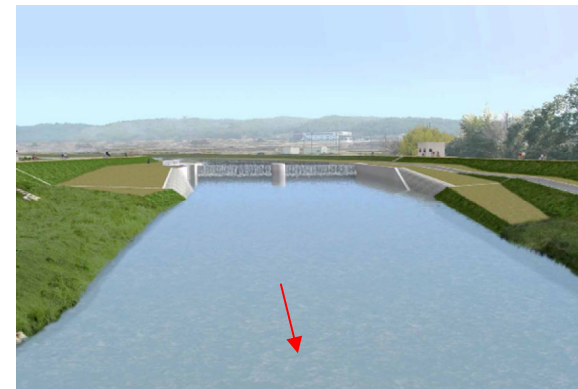
2. 河川環境の整備と保全

(2) 河川における連続性の確保

- ◇河川横断構造物による分断を軽減し、生育分布の拡大および連続性を回復するため、これまでに、加古川本川の津万井堰を始め、万願寺川の井堰などに魚道を設置
- ◇今後、連続性の確保が必要な河川横断構造物について、取水井堰の改築及び魚道の整備を計画



魚道の整備状況
万願寺川（加西ブロック）



六ヶ井堰改築後イメージ
東条川（小野・加東ブロック）

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

2. 河川環境の整備と保全

(3) 人と自然との触れ合いの場の創出

- ◇関係機関・地域住民・学識経験者などの連携のもと、川で安全かつ、安心して遊び、川を知り、川で学ぶことのできる河川整備を順次推進
- ◇今後、加古川中流圏域の河川環境を守り、育てていくため、普段から容易に川と接することができ、沿川の地域のつながりがもてるように、関係機関、関係団体と協働し、河川環境保全への意識向上を推進



自然体験学習の例
山田川（小野・加東ブロック）



親水型の護岸整備の例
東条川（小野・加東ブロック）

第2章 河川の整備と実施に関する事項

<第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所>

第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

- ◇加古川本川等には、良好な自然景観や多種・多様な動植物が生育・生息する豊かな自然環境が存在
- ◇加えて、地域住民をはじめ近郊地域の多くの人々に親しまれているとともに、良好な水質が保持されており、治水・利水・環境の各面で重要な位置付け
- ◇河川の維持管理に際しては、平成22年2月に策定した兵庫県河川維持管理計画に基づいて実施
- ◇また、優れた河川景観や自然環境に配慮して、治水・利水・環境の視点から調和がとれ、機能を十分に発揮できるように維持管理を実施

第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

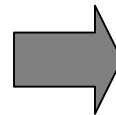
1. 河道の維持

- ◇河道内において、土砂、流木、樹木等によって川の流れが阻害されていないか平素から留意
- ◇地域住民からの情報提供や巡視によって、治水上問題があると判断した場合には、堆積土砂撤去や障害物の除去を行い、洪水時に水の流れが阻害されないように河道断面の維持を実施
- ◇堆積土砂撤去により発生した土砂や除去された流木等の廃棄物については、地元と協議してそれらを有効に利用
- ◇なお、河床掘削に際しては、河川環境に配慮し、水生生物などの生息環境への影響を抑えるよう配慮



堆積土砂撤去前

堆積土砂撤去



堆積土砂撤去後

堆積土砂撤去による河道の維持
万願寺川（加西ブロック）

第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

2. 河川管理施設の維持管理

- ◇洪水や高潮時に河川管理施設の機能が十分に発揮されるように、堤防、護岸、排水機場などの河川管理施設の維持管理を「兵庫県 河川維持管理計画」に沿って実施
- ◇ライフサイクルコストを考慮した予防保全の考え方に立った維持管理・更新計画を策定し、施設の長寿命化を推進
- ◇河川環境に配慮し、水生生物などの生息環境の変化や劣化が起こらないよう、河川管理施設の維持管理を実施

3. 許可工作物の指導・監督

- ◇井堰や橋梁などの河川占用施設の新設や改築・修繕などが、治水上の安全性や、流水の正常な機能を損なうことなく、また、河川環境に配慮して水生生物などの生息環境への変化や劣化への影響が及ぶことがないよう施設管理者へ指導・監督を実施
- ◇不法投棄・不法占用などがみとめられる場合は、流域自治体や関係機関と連携し、これらの撤去・指導を実施

第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

4. 水量・水質の保全

- ◇関係機関との連携のもと、「経年的な水位・流量観測」や、「水質観測データ」を収集し、水量や水質の現状を把握するための環境情報を整備
- ◇水利権の更新や変更に際しては、従前と同様に利水者の水利用の実態及び水需要を踏まえ適正に水利権の許可を実施
- ◇流水の正常な機能を維持するために、関係者との調整により広域的かつ合理的な水利用の継続を図り、正常流量を確保
- ◇良好な水質を維持できるよう河川清掃活動等を通じて、地域住民の水質に対する意識の向上と醸成を推進
- ◇水質事故が発生した場合は、関係機関と連携し、適切に対処

第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

5. 河川を共有する意識の醸成

- ◇『加古川は地域の貴重な共有財産である』という認識のもと、地域住民・団体・事業者などと行政が連携し、地域住民や団体による自主的・主体的な活動の展開や流域内外の人々の交流と情報発信を推進
- ◇地域住民の川に接する機会を増やし、普段の生活のなかで川を実感することにより、河川を大切にすることを意識の普及を推進
- ◇県と市町が共同で行うクリーン作戦などにより、安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的として除草、清掃を実施。
- ◇特に親水公園や利用者の多い箇所では、定期的に除草、清掃し、良好な河川環境を確保
- ◇河川愛護活動、ひょうごアドプト（小野市4団体、加東市3団体）など、住民や団体の自主的な河川の除草、清掃活動に対して、清掃資材の提供等の支援を実施



河川清掃活動の様子

第2章 河川の整備と実施に 関する事項

<第3節 河川整備を総合的に行 うために必要な事項>

第3節 河川整備を総合的に行うために必要な事項

1. 総合治水に関する事項

◇これまで進めてきた「河川下水道対策」に加え、雨水を一時的に貯留したり地下に浸透させる「流域対策」や、浸水してもその被害を軽減する「減災対策」を組み合わせた『総合治水』を推進

◇さらに、被害軽減を図るため、洪水被害の経験を活かした体制づくりや避難訓練、適切な情報提供等の減災対策を推進

◇加古川中流圏域における総合治水の具体的な施策については、兵庫県総合治水条例に基づき、東播磨・北播磨・丹波地域いわゆる加古川流域圏における地域総合治水推進計画を策定し実施

平成24年4月1日施行

浸水被害から県民の命と生活を守る
『総合治水』の推進を目指して
～総合治水条例の概要～

兵庫県

これまでの治水は、「降った雨水は河川に集めて、早く安全に流す」ことを基本とし、川幅を広げたり、雨水管を設置する等の工事を進めてきました。(河川下水道対策)

一方、開発や都市化の進行、多発する局地的大雨により、従来よりも雨水の流出が増え、浸水による被害が拡大しています。

そこで、これまでの治水対策だけでなく、雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる(流域対策)や、浸水してもその被害を軽減する(減災対策)を組み合わせた『総合治水』に取り組むことが重要となっています。

これまでの治水 + 流域対策 + 減災対策 = 『総合治水』

総合治水条例の目的

- 総合治水の基本理念を明らかにする。
- 総合治水に関する施策を定める。
- 県・市町・県民が協働して総合治水を推進する。

総合治水条例の構成

- 総則(第1条～第5条)
- 地域総合治水推進計画(第6条・第7条)
- 河川下水道対策(第8条・第9条)
- 流域対策(第10条～第37条)
 - 浸透池の設置及び保全(第10条～第20条)
 - 土地等の雨水貯留浸透機能(第21条～第25条)
 - 雨水施設の雨水貯留容量の確保(第26条～第30条)
 - ポンプ施設との連携(第31条～第35条)
 - 治水機能の維持(第36条)
 - 森林の整備及び保全(第37条)
- 減災対策(第38条～第50条)
 - 浸水に関する情報(第38条～第41条)
 - 浸水による被害の軽減のための体制の整備(第42条・第43条)
 - 建築物の耐水機能(第44条～第49条)
 - 浸水による被害からの早期の回復(第50条)
- 県民相互及び他の行政機関との連携(第51条～第54条)
- 雑則(第55条～第57条)
- 罰則(第58条～第61条)
- 附則

総合治水条例の概要パンフレット

第3節 河川整備を総合的に行うために必要な事項

2. 河川情報の提供に関する事項（行政間の情報提供）

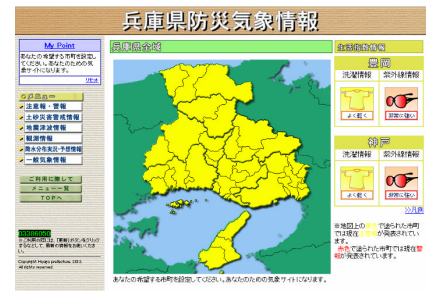
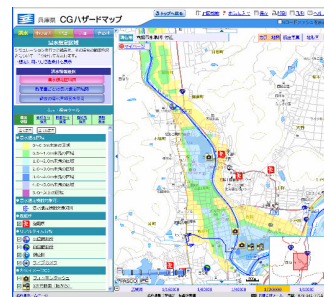
- ◇施設能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水が発生した場合でも被害を極力抑えるために、平時より流域自治体、住民などと密接な連絡や協力を維持
- ◇降雨時における雨量・水位などの情報を速やかに提供することにより、地域の水防活動を支援
- ◇水防団、消防機関の出動等の目安となる氾濫注意水位より高い水位である、洪水時の避難・誘導活動への判断材料のひとつとなる避難判断水位を設定
- ◇河川の水位や雨量に関するリアルタイム情報を「フェニックス防災システム」により関係行政機関の防災担当部局へ提供
- ◇例として、氾濫予測システムを構築しており、フェニックス防災システムを通じて3時間後までの予測水位を市町に提供
- ◇今後、水防管理団体である市町が避難勧告等を発令する際の一助となるよう、システムの更なる精度向上への取組を実施

第3節 河川整備を総合的に行うために必要な事項

2. 河川情報の提供に関する事項（一般向けの情報提供）

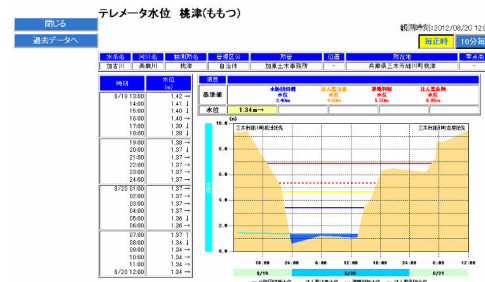
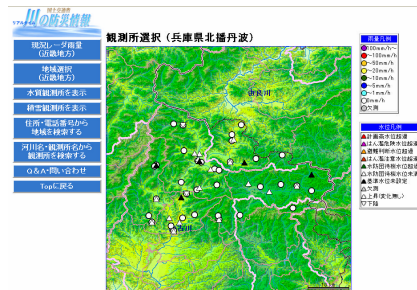
◇県のホームページでは、兵庫県CGハザードマップを公開しており、降雨量毎の浸水状況等の防災情報マップ及び動画を用いた防災学習のページ等を掲載

◇水位や雨量の住民への情報提供は、兵庫県防災気象情報や国の「川の防災情報」等を介し、リアルタイムに配信



地域の防災情報
(兵庫県CGハザードマップ)

兵庫県防災気象情報



川の防災情報

第3節 河川整備を総合的に行うために必要な事項

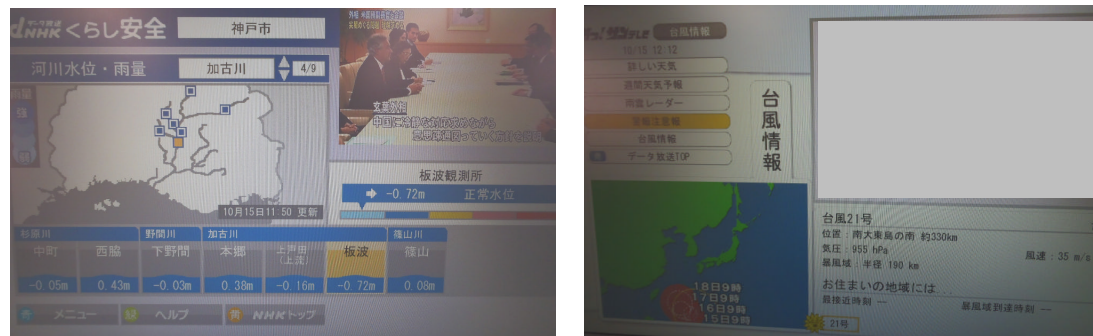
2. 河川情報の提供に関する事項（一般向けの情報提供）

◇河川監視カメラを14箇所（小野・加東ブロックでは三草川1箇所、東条川2箇所）に整備しており、インターネットを通じ、リアルタイムで河川の状況を配信



兵庫県 河川監視システム

◇地上デジタルテレビ放送による災害関連情報(避難勧告・指示、避難所開設、河川の水位・雨量)の提供を実施



地上デジタルテレビ放送による災害関連情報の提供

第3節 河川整備を総合的に行うために必要な事項

2. 河川情報の提供に関する事項（一般向けの情報提供）

- ◇河川愛護月間等における行事、水防演習、各種イベント等を通じて、河川愛護、河川美化等の思想の普及や啓発を推進
- ◇河川に関する広報活動を強化し、治水・利水・環境に関する意識の高揚へ向けた取組を実施
- ◇東条川では、親水型護岸を整備した際に警報装置も併せて設置しており、上流の誉田井堰が転倒した時は、回転灯を点灯するとともにサイレンを鳴らすことで、河川利用者の安全・安心の確保を実施



やすらぎの景観警報装置
東条川小野市（小野・加東ブロック）

第3節 河川整備を総合的に行うために必要な事項

3. 地域や関係機関との連携等に関する事項

- ◇河川情報の公開や提供、共有化を推進
- ◇広域な視点として、加古川の優れた河川環境や流域内にある文化財の価値等、流域内の資産を広く住民に認識してもらい、住民間、住民と行政の連携を強化し、協働の観点から問題の解決を推進
- ◇洪水時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、関係機関と連携して水防体制や防災教育等の支援や地域防災の担い手の育成を行い、地域住民の水害に対する意識の向上へ向けた取組を実施
- ◇地域で行う河川の清掃活動を支援する等、流域住民が主体的に川を守り育てる社会づくりや仕組みづくりを推進